

静岡県告示第33号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年1月27日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号 414号	伊豆市修善寺字梁見304番の10から 伊豆市修善寺字梁見304番の9まで	平成29年1月31日 午後1時